

職員の勤務条件に関する交渉結果（概要）について

令和5年10月27日から令和5年11月14日まで行われた札幌市地方公務員二者共闘会議との交渉につきまして、妥結内容の概要を下記のとおり公表いたします。

要求内容	当局回答
<ul style="list-style-type: none"> ○ 年末一時金に関する要求 ・ 基準内賃金 × 札幌市人事委員会勧告月数以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2.20月分（再任用職員：1.15月分）を12/8（金）に支給 ・ 人事委員会勧告による期末・勤勉手当の引上げ分（一般職：0.1月、再任用職員：0.05月）を12/27（水）に支給
<ul style="list-style-type: none"> ○ 賃金・労働条件に関する要求 ・ 勧告を最低限として月例給・一時金の改善を行い、改定給料表を速やかに提示した上で、早期条例化・早期差額精算を行うこと。 ・ 企業職員等の賃金も同様の改善を行うこと。 	<p>人事委員会勧告の内容に沿って、以下の改定を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政職給料表は、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も引上げ ・ 消防職、医師職、教育職、現業職、医療看護職及び特定任期付職員についても改定。その他の企業職給料表も、同様に改定 ・ 改定は、本年4月に遡及して実施し、引上げ改定に伴う差額は12/27（水）に支給
<ul style="list-style-type: none"> ○ 統一要求 ・ 家庭と仕事を両立することができるよう、各種休暇制度を改善すること。 ・ 健康管理対策について、復職時のリハビリ業務や健康審査委員会の運用を改善すること。 ・ 福利厚生制度及びリフレッシュ事業をさらに充実させること。 ・ 会計年度任用職員の賃金・労働条件について、常勤職員との均衡待遇の原則に基づき改善すること。 ・ 時間外勤務縮減のため、実効性ある取組を実施すること。 ・ ワーク・ライフ・バランスの実現のため、より実効性ある取組を実施すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子の看護休暇について、学校行事への参加や感染症に伴う学級閉鎖時に活用できるよう、令和6年度からの対象拡大に向け検討 ・ 職場リハビリ制度について、実施期間短縮や手続きの簡略化などを検討 ・ 健康増進と元気回復につながる取組として、福利厚生会員へのポイント追加付与について検討 ・ 各給料表は、常勤職員の給料表に準じて令和6年度から改定 ・ 令和6年度から新たに勤勉手当を支給。支給月数については、期末手当を年間2.45月、勤勉手当を年間2.05月 <p style="text-align: center;">} 継続的に協議</p>